

2022 年 3/20(日)16 時-17 時 30 分

23 目標 財務理論 学習法 Q&A セミナー



8月論文までのスケジュール・他の科目の学習上のポイントは、
2021年9/10(金)学習法ホームルームにてお伝えしています。
Web School「講座からのお知らせ」欄でアーカイブ動画をご覧ください。

目次

I. 【全科目共通】基礎マスター期のポイント	p.3
スケジュール・科目間のバランス(～5月末/～12月短答)・	p.4
II. 【財務理論】 学習のポイント(基礎マスター期)	p.6
III. 「理解できている状態」とは?	p.7
IV. 具体的な学習法の例	
1. テキストの読み込み方法	
(1) サクサク読み	p.8
(2) 精読([参考]短答で問われやすい論点の例)	p.9
(3) テキスト目次・章扉の活用例	p.10
(4) 短答式・論文式確認問題の活用例	p.11
([参考]短答式試験 解答時のポイント)	
(5) デジタル教材アプリの活用例	p.14
(6) よくいただくご質問	p.15
2. 復習サイクルの例	
(1) 講義受講時から次回講義までに	p.16
(2) 上級講義までに	p.17
3. 暗記方法の例	p.18
[参考]どこまで法令基準集に載っているか?	p.20
V. 危険な学習法と留意点	p.23
VI. 各種質問・相談窓口(質問コーナー・個別相談・就職サポート)・	p.24

I. 【全科目共通】基礎マスター期のポイント

(2021 年 9/10 学習法ホームルームから再掲)

1. 財務計算・管理計算の計算力を付ける。

トレーニング・テキスト例題について、スラスラ・ストレスなく解ける状態にする。

毎回のミニテストで満点を目指す。

間違った箇所・解答時にストレスを感じた箇所について、テキストに立ち返る。

インプット不足の解消・やらかしミスの分析/一元化を行う。

(試験直前期のメンテナンスに役立つ。)

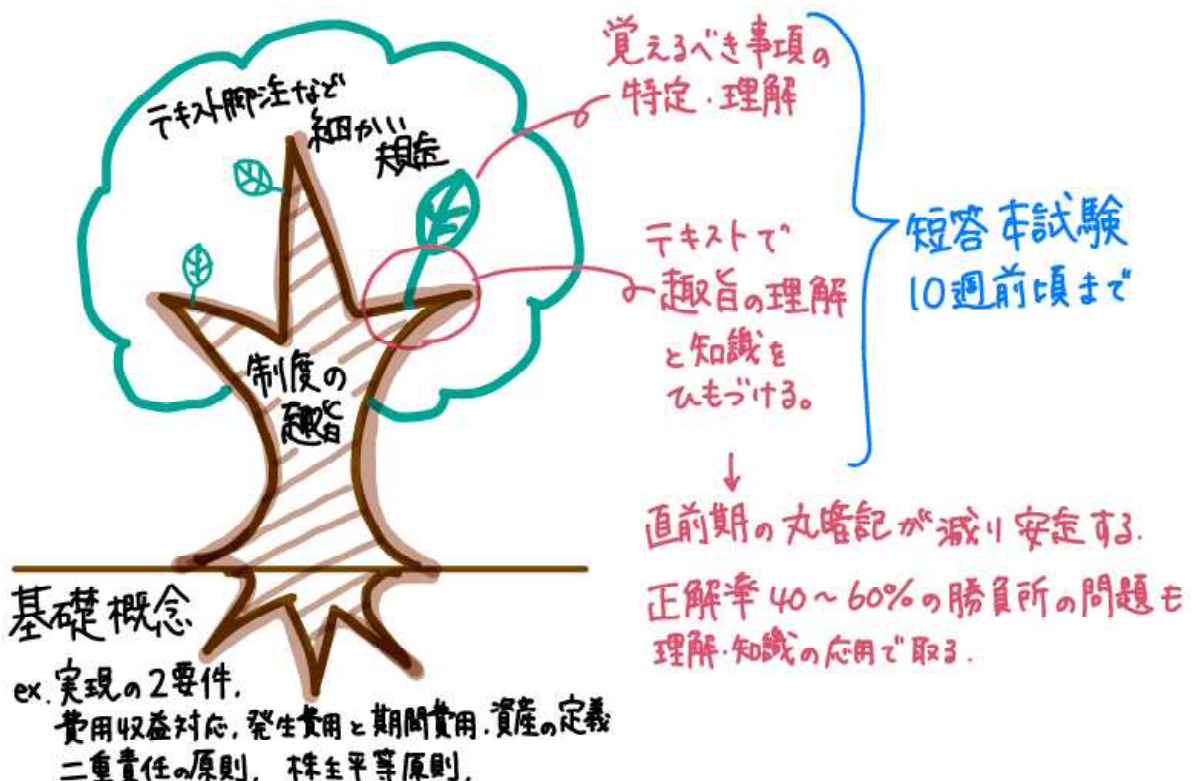
2. 理論科目は、テキスト等の内容をある程度説明できるようにする。

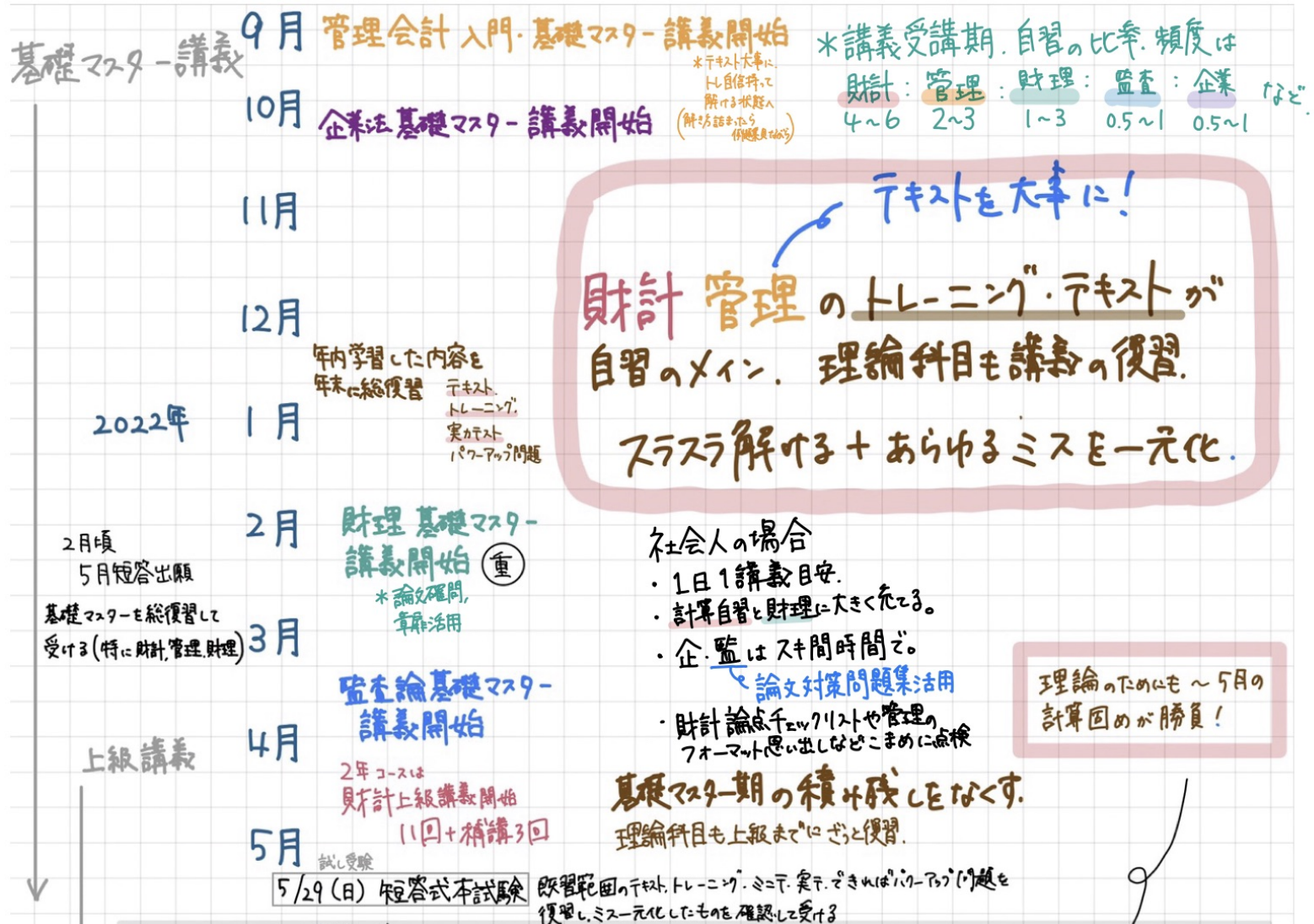
7 月頃まで自習時間は計算科目 > 理論科目でよいが、

理論科目も講義後の復習は行う。特に財務会計-理論。

3. 5 月のゴールデンウィーク頃や、上級講義開始時期を中期目標とする。

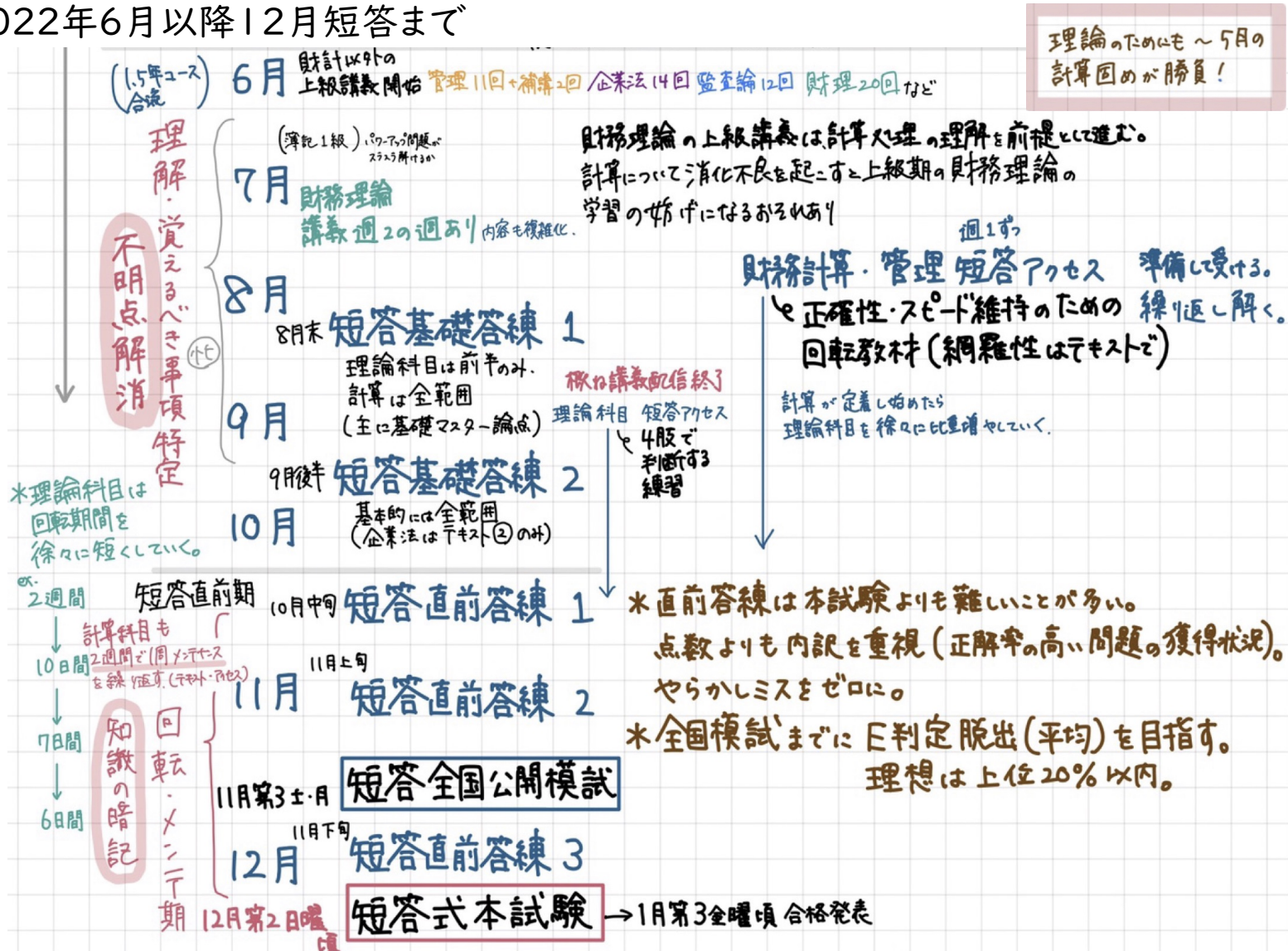
講義消化・復習・計算の反復練習について、積み残しのない状態にする。





スケジュール・科目間のバランス (2021年9/10学習法ホームルームから再掲)

2022年6月以降12月短答まで



Ⅱ.【財務理論】学習のポイント(基礎マスター期)

1. テキストの内容を理解し、
ある程度説明できるように想起・反復する。

特に…

◎各章扉「word」に挙げられている重要概念の意味

◎論文式確認問題の該当箇所のうち、

まずは制度上の処理の理屈部分

2. 講義中「完璧に覚える必要有り」と指示された
重要概念等については、理解だけでなく今から暗記。

ex. 事業投資・金融投資、実現の2要件など

3. 短答式確認問題をきっかけとして、テキストのうち
短答で問われやすい箇所、論点の特徴を知る。

ex. 原則 ⇄ 容認、要件の個数、P/L・B/S表示区分

★財務理論は毎日取り組む。講義を受けた直後1週間が勝負！

★眺めたり、書き写す・一度読むだけでは、理解や暗記はできない。

章扉word、テキスト目次、短答式確認問題、論文式確認問題などの

教材をきっかけとして、何度も頭の中から引きずり出す。

徐々に負荷を上げていく。

Ⅲ. 「理解できている状態」とは？

★ 全体像・抽象的な概念と、具体的な会計処理・知識等が
体系的に繋がっている状態を目指す。

主な4つの目安

1. テキストについて「納得感」を持って読むことができる。
まずは講義中厚めに解説した箇所を中心に。
2. 章扉の「word」一覧を見て、
「要はこういうこと・もの」と一言で説明できる。
3. テキスト目次を見て、
各章内Ⅰ、Ⅱ、Ⅲなど各節の大まかな内容や、
各節同士の関係(総論→各論など)がイメージできる。
4. 重要論点を中心に、かみ砕いて言い換えができる。
他の受験生に解説するイメージ。
ex. 実現の2要件
財貨又は役務の提供…モノやサービスを渡すこと
現金及び現金等価物の受領…現金や売掛金などをもらうこと

その他の目安

- ◎取引の流れを図解できる。 ex. 誰が、誰に対して、何を、いつ渡す取引か？
- ◎関連する具体的な計算例題・仕訳がイメージできる。
(計算で扱っている論点の場合)
- ◎講義中に指示された参照ページへ飛んだ際に、
双方のページの共通点・相違点に納得できる。
- ◎重要論証について、論理の流れをいくつかのパーツに分けられる。
パーツ間の関係に納得している。 ex. 大前提→小前提→結論

Ⅳ. 具体的な学習法の例

Ⅰ. テキストの読み込み方法

理解と知識定着双方を図るため、

サクサク読みと精読を毎日並行して行うのがおすすめ。

★単なる読書にならないように、一日の中で15-30分ごとに
目的や方法を意識的に変えると効果的。

(Ⅰ)サクサク読み(時間目安:1セット15分×2~4回/日)

目的:①全体像の確認

②内容の想起・点検を繰り返し、知識の定着・維持

③苦手な箇所の特定を進める。

方法:テキスト目次・章扉wordで全体像確認→テキスト本文全体を点検。

章扉wordを見てピンとこない用語・論点について、本文をピンポイントで確認。

慣れてきたら、章扉wordからテキストの内容を想起。

★点検・確認の際には、次の箇所に付箋を貼るとその後の復習に役立つ。

■暗記事項がある重要ページ(章扉wordにマーカーも◎)

■納得できず精読したい箇所、計算処理とリンクできていない苦手な箇所

★想起の際には、まずは「テキストの見開き左上にあったな・・・」など、

テキストのページ構成を思い浮かべることから始めるのがおすすめ。

意味・内容の想起へと徐々に負荷を上げていく。

(2)精読 (時間目安:1セット30分×1~2回/日)

目的:テキスト内容の理解を進める(納得感が持てるようにする)。

方法:講義中のマーカー・書き込みをしたブロックを中心に、丁寧に読み進める。

短答式/論文式確認問題等をきっかけとして、

具体的な処理などをイメージしながら理解不足の箇所を探し、ふせん。

講義翌週以降は、付箋を貼った苦手なページなど、強弱を付けて取り組む。

★短答式/論文式確認問題は、当初は「解く」というよりも、
テキストと見比べるイメージで OK。

★脚注や注記規定など、細かい知識・結論についての「暗記・回転」は
まだ不要だが、出やすい箇所の強調・暗記の下準備を進める。

財務理論 短答で問われやすい論点の例

◎ 原則・容認等の関係 ex.“~とする” ↔ “~できる”

◎ 容認規定等が認められるための要件の個数・内容
ex.“~、かつ、~の場合には、~できる”

◎ P/L・B/S・CF計算書上の表示区分
ex.販管費・営業外収益/費用、流動/固定、投資その他の資産

○ 場合分け ex.“~の場合には、~とする”

○ 計上するタイミング

○ 計上金額(CFの見積方法、割引率、控除・加算する要素)

○ 基準の適用範囲 ex.棚卸資産に該当するか?

○ 特別な注記の要否

ex.解約不能のオペレーティングリースに係る未経過リース料の注記

(3) テキスト目次・章扉の活用例

← 苦手な章にマークなど。

← ページ構成や話の流れを想起。

8. 学習進度表

入 門	講義内容	上 級	講義内容
第 1 回	第 1 章 財務会計の機能と制度	第 1 回	第 17 章 会計方針の開示、会計上の変更及び関係の訂正
第 2 回	第 2 章 財務会計の基礎概念	第 2 回	第 18 章 金融商品会計
第 3 回	第 3 章 「企業会計原則」の一般原則等	第 3 回	第 19 章 連結会計
第 4 回	第 4 章 財務諸表の表示	第 4 回	第 20 章 持分法会計
第 5 回	第 5 章 損益会計 *	第 5 回	第 21 章 包括利益の表示
第 6 回	第 6 章 資産会計総論	第 6 回	第 22 章 関連当事者の開示
第 7 回	第 7 章 棚卸資産	第 7 回	第 23 章 外貨換算会計
第 8 回	第 8 章 固定資産	第 8 回	第 24 章 スtock・オプション
第 9 回	第 9 章 リース取引	第 9 回	第 25 章 固定資産の減損
第 10 回	第 10 章 繰延資産	第 10 回	第 26 章 棚卸資産の期末評価
第 11 回	第 11 章 研究開発費等	第 11 回	第 27 章 退職給付会計
第 12 回	第 12 章 負債会計	第 12 回	第 28 章 資産除去債務
第 13 回	第 13 章 純資産－総論	第 13 回	第 29 章 税効果会計
第 14 回	第 14 章 純資産－自己株式	第 14 回	第 30 章 企業結合
第 15 回	第 15 章 純資産－その他の資本剰余金	第 15 回	第 31 章 事業分離等
第 16 回	第 16 章 財務会計の概念フレームワーク	第 16 回	第 32 章 キャッシュ・フロー計算書
		第 17 回	第 33 章 四半期財務諸表
		第 18 回	第 34 章 セグメント情報
		第 19 回	第 35 章 1 株当たり当期純利益
			第 36 章 収益認識

< 注 意 > 制度の改正や試験委員の交代、又は担当する講師によって、実際の講義進度が本学習進度表と異なる場合もあります。予めご了承下さい。

本テキストが皆さんの合格の一助となれば幸いです。

テキスト全体の確認時に活用

はじめに - 14

第 2 章 財務会計の基礎概念 11

- 会計基準を設定するアプローチ
- 会計基準
- 会計主体論
- 貸借対照表観
- 利益観
 - 収益費用アプローチと資産負債アプローチ
 - 我が国の制度会計のアプローチ
 - 損益計算書と貸借対照表の連繋
 - 我が国における損益計算書と貸借対照表の連繋
- 金融投資と事業投資

第 3 章 「企業会計原則」の一般原則等 19

- 総 論
- 一般原則
 - 真实性の原則
 - 正規の簿記の原則
 - 資本取引損益取引区分の原則
 - 明瞭性の原則
 - 継続性の原則
 - 保守主義の原則
 - 単一性の原則

目次 - 1

← こまめに 2・3 章など

第 2 章

財務会計の基礎概念



本章では、歴史的変遷と関連付けながら、財務会計を支える基礎概念について理解しましょう。

特に、収益費用アプローチと資産負債アプローチについて、よく理解するようにしましょう。

また、近年は、企業の投資活動を金融投資と事業投資に区別して、会計処理等が議論される傾向にありますので、両者の区別についてもよく理解しておきましょう。



帰納的アプローチ 演繹的アプローチ

ギルマンの三公準 企業実体の公準 継続企業の公準 貨幣的評価の公準

資本主理論 企業主体理論 静態論 動態論

収益費用アプローチ 資産負債アプローチ 純利益 包括利益

クリーン・サープラス関係

金融投資 事業投資 金融資産 非金融資産 事業資産

ピンと来ない用語はすぐに本文で確認。

用語間の関係は？
制度上はどちらか？
etc

← 暗記すべき用語にマーカー

(4)短答式・論文式確認問題の活用例

①短答式確認問題の活用例

短答式確認問題を解いてテキストに戻り、理解不足の箇所確認。

特に、×の理由をはっきりさせる。

短答で問われやすい箇所の特定・テキスト上でマーク・強調。

どのような出題がされやすいか掴む。

※テキストに載っていない内容があれば、テキスト余白に要点を書き込む。

第3章 「企業会計原則」の一般原則等

- 01. 同一の会計事実であっても、採用する会計処理方法が異なれば、会計数値は異なる。そのため、「企業会計原則」が同一の会計事実に対して代替的な会計処理方法を容認していることは、真実性の原則に反するといわれる。
- 02. 真実性の原則は、企業会計の最高規範であり、真実性の原則における真実な報告は、真実性の原則以外の一般原則、損益計算書原則及び貸借対照表原則、並びにその他の会計諸基準等を遵守することによって確保される。
- 03. 正規の簿記の原則は、網羅性、検証可能性、秩序性の3要件を充足する正確な帳簿記録の作成を要請している。単式簿記による帳簿記録は、この3要件を充足することはないため、「正規の簿記」として認められない。
- 04. 伝統的に、資本剰余金と利益剰余金の区別は、払込資本を配当不能なもの、留保利益を配当可能なものとするので、株主と債権者の利害調整を図る観点から要請されるといわれる。しかし、現行制度上、その他資本剰余金を原資とした配当が認められているため、もはや資本剰余金と利益剰余金の区別は要請されていない。
- 05. 保証債務等の偶発債務は、重要性が乏しい場合を除き、その内容及び金額を注記しなければならない。
- 06. 「財務諸表等規則」では、特に定める注記のほか、利害関係者が会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、その事項を注記しなければならないとされている。
- 07. 貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事項が発生したときは、当該事項を注記しなければならない。

企業会計原則は、論文の際には、参照可能(概念からなる「原則」を、数値や取引手形及び裏書手形、受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高、×××千円、×××千円) 最早、後半部分にある「理由部分」は参照できない

(2) 「企業会計原則」上の重要事項の注記 「企業会計原則」第三・一・C、四(三)A

受取手形の割引高又は裏書譲渡高
保証債務等の偶発債務 ④ 他社との貸借対照表
債務の担保に供している資産
発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額
発行済株式の数を普通株、優先株等の種類別に注記

割引手形及び裏書手形
受取手形割引高 ×××千円
受取手形裏書譲渡高 ×××千円

- (3) 重要な会計方針の開示 「企業会計原則」注1-2、「開示変更訂正基準」4、「財規」第8条の2)
- 会計方針とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続¹⁰⁾をいい、重要な会計方針は注記しなければならない。その例としては次のものがある。

会計方針とは
例(短)

有価証券の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法 FIFO, LIFO
固定資産の減価償却の方法
繰延資産の処理方法
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
引当金の計上基準
収益及び費用の計上基準
ヘッジ会計の方法
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

有形固定資産
建物(建物附属設備を除く)
定額法
建物以外の有形固定資産
定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

重要な会計方針の注記目的は、同一の会計事実に対し代替的な会計方針が認められている場合には、いずれの会計方針を採用するかにより財務諸表の数値は異なることから¹⁰⁾、財務諸表作成の前提又は基礎を注記することにより、財務諸表利用者の正しい理解を確保することにある¹⁰⁾。

なお、様々な注記事項がある場合には、まず重要な会計方針の注記を記載し(継続企業の前提に関する注記が記載される場合を除く)、その後他の注記事項を記載する。B/S → P/L → S/S → C/S
F/S 表 → 注記

- (4) 重要な後発事象 「企業会計原則」注1-3、「財規」第8条の4、「同ガイドライン」8の4)
- 後発事象とは、貸借対照表日後に発生した財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象をいい、重要な後発事象は注記しなければならない(開示後発事象)¹¹⁾。その例としては次のものがある。

(10) 従来、会計方針は表示方法を包括する概念と考えられてきたが、「開示変更訂正基準」では、コンパレーシブの観点から、会計方針と表示方法が別々に定義された。

(11) 会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計方針が認められていない場合には、会計方針に関する注記を省略することができる。「(開示変更訂正基準) 4-6)。

(12) 会計処理の対象となる会計事象等に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合(特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合)にも、採用した会計方針を開示する。OK (ルールに載っていないものを注記して時、どんな処理したか)

(13) 実務上は、注記によって開示される重要な後発事象(開示後発事象)の他に、財務諸表の修正として扱われる重要な後発事象(修正後発事象)も存在する。修正後発事象とは、当期の財政状態及び経営成績に影響を与える重要な後発事象をいう。

[参考]短答式本試験 解答時のポイント

解答上のPoint

1. 誤りの記述を探す! あやしい箇所には印を付ける。

2. 特段誤りが見つからなければ、判断を保留する。

積極的に「正」とは判断しない。

3. 自信の有無を X の大きさで示す。

Xを2つ自信を持って
判断できたため、
この問題
全体を
「自信あり」と
評価

令和2年第Ⅱ回短答式財務会計論

問題 7 次の引当金に関する記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

ア. 「企業会計原則」によれば、保有している設備の利用によって毎期生じる修繕費であつて、修繕費の見積りが過去の経験などに基づいて合理的に見積もることができるような引当金設定要件を満たす場合には、法令に基づく修繕義務がなくても、引当金を計上することになる。○

イ. 貸倒引当金は、評価性引当金であり負債性引当金とは異なるため、将来の特定の費用または損失であつて、その発生可能性が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に計上するという引当金の計上要件を全て満たしている必要はない。X

ウ. 株主優待制度を採用している企業において、一定数以上の自社株式を基準日(期末日)に保有している株主に対する優待に係る支出は、剰余金の分配手続によらず、所有株数に完全には比例しないことから配当ではなく費用処理することになる。この優待内容が、基準日より前に株主等に公表され、利用実績に基づき、翌事業年度以降の利用により発生する額を合理的に見積もることができる場合には、株主優待引当金を計上する。○

エ. 工事損失引当金は、受注した工事が赤字工事であることが、工事進捗により明らかになった場合に計上する引当金であるため、受注時において、赤字工事であることが明らかでない場合、工事の進捗に応じて合理的に見積もった引当金を計上すればよい。○

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

自信を持って
Xと判断
できた

初見や
自信を持って
判断できない肢

「見たことが
ないからX」は
NG

よくわからない
から一旦
とぼそう...

進捗0%
でも
計上す
はず

②論文式確認問題の活用例

論文式確認問題を見て、処理の内容・理屈を少し思い浮かべる。

ex.〇〇について、原則処理・容認処理を明らかにしなさい。



テキスト本文へ飛ぶ。

講義中に指示された論文重要論点の理屈部分について、消せるペンなどで強調する。

★理屈部分の目印

「～であるため、」「～であることから、」「～。そのため、」「～と考え、」「～と捉え、」



理屈部分が長い場合、句読点などの箇所を構成要素に分割して丁寧に読む。

それぞれのパーツが理解できているか、ざっくり言い換えを試す。納得感が持てるか。



想起時のヒントとして、分解した理屈部分の構成要素の数字を、

ヒントとして余白に①②③などナンバリングする。

短い文の場合は不要。



復習時、該当ページを開いた際に、余白にあるヒントをきっかけとして、内容を想起。

□□□□ 03. 会計方針の意義を述べ、その例を挙げなさい。また、重要な会計方針の注記が必要とされる理由を説明しなさい (p. 24)。

講義中、説明できるように指示された論点を中心に。

説明できるように
注記理由
①②③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

重要な会計方針の注記目的は、①同一の会計事実に対し代替的な会計方針が認められている場合には②いずれの会計方針を採用するかにより財務諸表の数値は異なることから⁽⁸¹¹⁾、財務諸表作成の前提又は基礎を注記することにより、③財務諸表利用者の正しい理解を促進することにある⁽⁸¹²⁾。

なお、様々な注記事項がある場合には、まず重要な会計方針の注記を記載し（継続企業の前提に関する注記が記載される場合を除く）、その後他の注記事項を記載する。

(4) 重要な後発事象（「企業会計原則」注1-3、「財規」第8条の4、「同ガイドライン」8の4）

Dep. 利益
Dep. 定率
Dep. 定額 etc.

B/S → P/L → S/S → C/S
F/S 本表 → 注記

(5) デジタル教材アプリの活用例

目的: 横断的な理解を促進する。

方法: テーマを決めて横串を刺して読む (複数章を読み比べる)。

章扉に複数回登場するワード・重要概念や特定の勘定科目等などについて、
デジタル教材でキーワード検索を行い、複数章を見比べる。 **ex. のれん、営業外費用、費用配分**

★講義がある程度進んでから活用すると効果的。

戻る テキスト

正規の簿記の原則は、基本的に、帳簿記録を行う際の要件と解される。なお、一般に、複式簿記^(※5)による記録は、この：

(正規の簿記の3要件)

- 網羅性 : 会計帳簿に記録されるべき取引が、漏れなく
- 検証可能性 : すべての会計記録が何らかの会計証書
- 秩序性 : 会計記録が一定のきまりに従って、組織的

3. **資本取引**損益取引区分の原則 (「企業会計原則」第一・三、注：)

資本取引損益取引区分の原則 (剰余金区分の原則) は、資本取引に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならないとする原則である。企業会計においては、企業活動の成果である期間損益を適正に算出するため、株主資本^(※6)を増減させる取引のうち、利益の獲得の成果となる取引であり、株主資本を直接的に変化させることとなる取引ではない。したがって、両取引を区別することができるのである。

◎ **資本取引と損益取引**

- ① 新株発行し、資本金を 500 千円増加させた (増資した)。
- ② 商品を 3,500 千円で仕入れた。
- ③ 上記②の商品のすべてを 5,000 千円で売り上げた。

期首貸借対照表		増資後貸借対照表		期末貸借対照表	
諸資産	諸負債	諸資産	諸負債	諸資産	諸負債
資本金 1,000	資本金 1,500	資本金 1,500	資本金 1,500	資本金 1,500	資本金 1,500
利益剰余金 1,000	利益剰余金 1,000	利益剰余金 1,000	利益剰余金 1,000	利益剰余金 2,500	利益剰余金 1,000
株主資本計 2,000	株主資本計 2,000	株主資本計 2,500	株主資本計 2,500	株主資本計 4,000	株主資本計 2,500

株主資本は、期首から期末にかけて 2,000 千円 (= 期末 4,000 千円 - 期首 2,000 千円) 増加しているが、そのすべてが企業活動により獲得した成果ではない。そのうち 500 千円は株主からの元本の払込みであり、期間損益計算の対象とすべき企業活動により獲得した成果は、1,500 千円のみである。

株主との取引) は **資本取引** によるものとされており、また、連結損益計算書における当期純利益に

(※5) 複式簿記では貸借を分けて記録するのに対し、単式簿記では貸借を分けて記録しない。単式簿記の記録システムとしては、例えば、多桁式の現金出納帳のみですべての取引を記録するシステムが考えられる。単式簿記による記録は、正規の簿記の3要件を充足すれば「正規の簿記」として認められるが、単式簿記により「正規の簿記」の3要件を充足することができるのは、非常に小規模な企業に限られるであろう。

(※6) 「概念フレームワーク」において、株主資本は、純資産のうち報告主体の所有者である株主 (連結財務諸表の場合には親会社株主) に帰属する部分と定義されている。

(※7) 一般に、**資本取引**は、報告主体の所有者である株主との直接的な取引であることが前提とされる。

- 22 -

(6)よくいただくご質問

Q1.まとまった時間を充てるか、短時間を繰り返すか？

A.財務理論のテキスト確認は、一定時間を超えると集中が切れがち。

「15-30 分で大体ここまで進めたいな」と見積り、

他の科目の合間に何度も財務理論を挟む方法がおすすめ。

★復習所要時間・1 周にかかる日数を見積るために、
精読・サクサク読みや章扉確認にそれぞれ 1 ページ何分程度かかるか
計測するのも◎。

Q2.サクサク読み中に、精読したい苦手な箇所を見つけたら？

A.精読用の付箋をひとまず貼っておき、別途時間を設けて精読。

サクサク読みを一旦は先に進めるのがおすすめ。

意識的に区切らないと、毎回精読となり前に進まなくなるケースが多い。

2. 復習サイクルの例

(1) 講義受講時から次回講義までに

講義受講時

集中してメモを取る（重要性マーク、言い換え、具体例、参照ページ等）。

講義中理解し辛いと感じたポイントに付箋を貼っておき、後日精読・質問。

講義直後

テキスト目次や章扉wordをきっかけに、サクサク読みで概要を掴む。

講義翌日までに（全体像・総論・各論の趣旨理解）

まずはサクサク読みで全体像確認。 …章扉wordやテキスト目次

テキスト精読。講義中マーカーを引いたブロック・メモ書き等を中心に。

復習が終わり切らなければ、しおり代わりに付箋を貼る。

★講義中触れていない脚注…この段階では一旦飛ばしてもOK。

翌週の講義までには確認しておきたい。

次回講義までに

暗記対象の重要概念は翌週までに暗記。

短答式確認問題からテキストに戻り、理解不足の箇所確認。

特に、誤りの理由をはっきりさせる。

短答で問われやすい箇所の特定・テキスト上で強調。

どのような出題がされやすいか掴む。

※テキストに載っていない内容は、テキスト余白に要点を書き込む。

章扉 word、テキスト目次から内容想起・サクサク読みを繰り返す。

論文式確認問題をきっかけとしてテキストに戻り、網羅的に確認。

前回や数回前の講義内容について、サクサク読みを実施。

(2) 上級講義までに

全体をもう1周精読。

短答式確認問題・論文確認問題を再度実施し、精読。

テキストで理解不足の点を洗い出す。

講義中の参照ページにも飛び、横断的な理解を深める。

苦手な箇所は繰り返し確認。

重要論点・苦手な箇所を中心に、想起・テキスト確認を繰り返す。

章扉のword一覧・テキスト目次から想起。

慣れてきたら、想起のきっかけとして論文式確認問題も活用。

★財務計算の復習後、

理論テキスト該当章についてサクサク読みを行うと効果的。

3. 暗記方法の例 自分に合った暗記方法を見つける!

ポイント

まずは納得感を持てるようにする。

頭から丸暗記するのではなく、パーツに分ける。漢字部分などに着目。

視覚、聴覚、音読などいろんな方法を試す。

苦手なものほど繰り返す。当初はヒントを見ながら(パーツの個数など)。

徐々にヒントを見ないようにするなど負荷を上げていく。

睡眠前・起床直後に確認することで定着する。じっくり1回より頻度アップ。

★記憶を呼び覚ます「トリガー」を作る。

パーツの個数、取引の図解、「要はこの一言」、
テキストページ見開きのどこに記載されているか、etc

例

◎暗記カードを作成。隙間時間に想起(次ページ参照)。

◎章扉wordやテキスト見出しを見て、重要定義の意味を暗唱

◎録音して、歩きながらシャドウイング

聞きながら、後を追うように声に出してみる(もしくは発声せずに口を動かす)。

★自分の声の方が耳に残りやすいといわれる。

◎暗記翌日に書き出し、青ペンで添削(記憶には青が効果的という説あり)

◎暗記学習用のアプリを使う。

暗記カード・ふせんの使用例

暗記カード作成のポイント

重要単語に絞って作成(作り過ぎるとテキストがおろそかになるおそれ有り)。

ページ数を増減できるように、ルーズリーフ式のものを使う。

ex. LIHIT LAB TWISTNOTE N-1661 (12 × 7 cm)

眠い時・調子が今ひとつな時用の作業として、1~2枚作成。

{手を動かすことで、脳にエンジンがかかり始める効果あり(作業興奮)}.

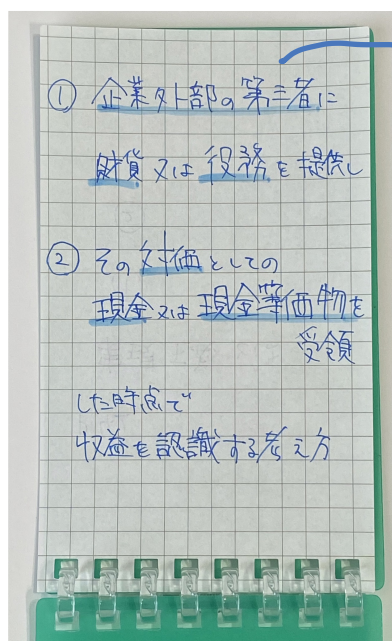
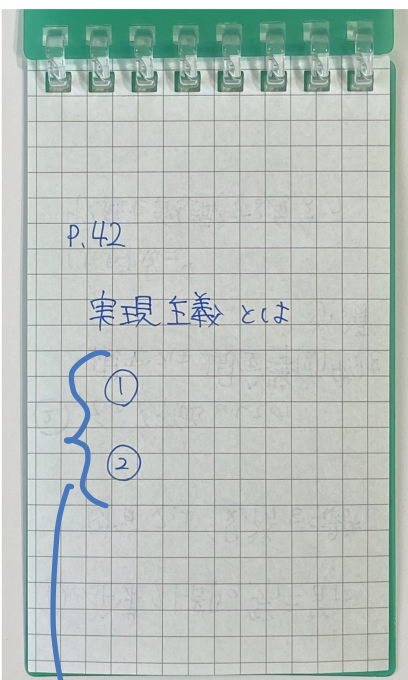
表面:「実現主義とは」などの問題文と、①②など項目数のヒント

裏面:答え(特に重要な箇所に青マーカーなどで強調)

電車や散歩中にちらっと暗記カードの表面を見て、口の中で説明。

スマホ代わりに、ポケットに入れて持ち歩く。

★体を動かしながら想起する方が、記憶定着によいといわれる。



特に重要な言葉に
青マーカーなど

イメージを
する

何をたずねる? 何をもらう? 誰に??

前々日・前日に確認するページには
目立つ色のふせん

③ つぶせたなと思ったら、
上に貼り替える

② 習熟度に
応じて
徐々に
上に
移動
させる

(横に貼ってあるふせん
をゼロ枚にする)

① 苦手なページ
暗記が必要なページには
ふせんを貼って毎日確認

上にめくると
答え
ヒントとて
項目数記入

[参考]どこまで法令基準集に載っているか？

(1) 載っているもの（論文で暗記不要）

■見出し横に「～基準」と表示されている論点の、**具体的な処理方法や適用要件**

■各会計基準の**前半部分**（項番号が小さいもの）は載っている（後半の理屈部分は載っていない）。

ex.

引当金の4要件（企業会計原則 注）

ファイナンス・リース取引の定義、ヘッジ会計の意義

金融資産の消滅の認識 支配の移転3要件

金利スワップの特例処理の適用要件

連結の範囲 支配力基準

分離元企業・被結合企業の株主の処理

キャッシュ・フロー計算書 資金の範囲

理屈部分も説明できる
ように意識。

(2) 載っていないもの（覚える必要がある）

■各会計基準の後半部分にある「結論の背景」という**理屈部分**（項番号が大きいもの）は、論文式試験では参照できないように「xx~xxx項 略」などと表示され配付される。

■「～実務指針」「～適用指針」（脚注の細かい規定など）、「財務会計の概念フレームワーク」、「連続意見書」「論点整理」、企業会計審議会時代の基準「設定意見書」は載っていない。

(3) 自習時（基本的には12月短答以降使用でOK）

■論文式確認問題の該当箇所について、定義や要件などの**暗記が必要か迷ったら**、見出し横に「～基準 注14」など書いてある場合には法令基準集を確認し、暗記の負担を減らす（基本的に、載っていない定義や要件については、覚えるように講義中指示がある）。

■法令基準集の目次（左側から開く）に目を通し、テキスト各章との対応関係を把握。

(4) 論文答練・本試験時 **処理が問われたら、理屈も書く。**

■**具体的な処理方法や判断基準**、条文番号などが問われた時に、目次に基づき検索する。

■テキストの章ごとのページ構成と概ね一致(収益認識に関する会計基準以外)。定義等→処理→開示。

■やみくもに探して時間を費やさない。**見つからない時は後回しにして他の問題・計算問題を取る。**

法令基準集を用いる問題の出題例(2020、2021年本試験でも出題)

2019年第5問 分離元企業の会計処理（関連会社に事業分離 対価株式）

【問】

X2年度期末において、〔資料Ⅱ〕3. の取引についてZ社が行うべき個別財務諸表および連結財務諸表における会計処理を、現行基準に基づいて説明しなさい。

【解答例】

本問の取引において、Z社は、事業投資である関連会社A社への影響力の行使を通じて、移転したZ1事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられる。そのため、Z社は、個別財務諸表上、Z1事業に関する**投資が継続**しているとみなして、移転損益は認識せず、受け取ったA社株式の取得原価は移転したZ1事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

そして、連結財務諸表上は、関連会社A社に対して持分法を適用し、A社に対して投資したとみなされる額とA社に係るZ社の持分の増加額との間に生じる差額をのれん又は負ののれんとして処理する。また、Z1事業が移転されたとみなされる額とZ1事業に係るZ社の持分の減少額との間に生じる差額は、持分変動差額として処理する。

[参考]どこまで法令基準集に載っているか？

参考

法令基準集を用いる問題の出題例(2020、2021年本試験でも出題)

2019年 第5 問 分離元企業の会計処理 (関連会社に事業分離 対価株式)

【問】

X2年度期末において、〔資料Ⅱ〕3. の取引についてZ社が行うべき個別財務諸表および連結財務諸表における会計処理を、現行基準に基づいて説明しなさい。

【解答例】

本問の取引において、Z社は、事業投資である関連会社A社への影響力の行使を通じて、移転したZ1事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられる。そのため、Z社は、個別財務諸表上、Z1事業に関する投資が継続しているとみなして、移転損益は認識せず、受け取ったA社株式の取得原価は移転したZ1事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

そして、連結財務諸表上は、関連会社A社に対して持分法を適用し、A社に対して投資したとみなされる額とA社に係るZ社の持分の増加額との間に生じる差額をのれん又は負ののれんとして処理する。また、Z1事業が移転されたとみなされる額とZ1事業に係るZ社の持分の減少額との間に生じる差額は、持分変動差額として処理する。

2018年 第4 問 売買目的有価証券、運用目的の金銭信託の処理

第5 問 のれんの変動事由 (企業結合会計基準を参照との指示あり)

* ... 暗記の負担を減すのに便利! 基準(軽・通経) *

目次	
企業会計基準委員会による会計基準	
一 企業会計原則	1
第一 一般原則	1
第二 損益計算原則	1
第三 貸借対照表原則	3
企業会計原則注釋	6
外貨建取引等会計処理基準	16
一 外貨建取引	16
二 在外支店の財務諸表項目の換算	17
三 在外子会社等の財務諸表項目の換算	17
外貨建取引等会計処理基準注釋	18
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	21
連結キャッシュ・フロー計算書作成基準	21
第一 作成目的	21
第二 作成基準	21
第三 表示方法	22
第四 注記事項	22
キャッシュ・フロー計算書作成基準	23
中間連結キャッシュ・フロー計算書作成基準	23
中間キャッシュ・フロー計算書作成基準	23
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注釋	23
研究開発費等に係る会計基準	25
一 定義	25
二 研究開発費を構成する原価要素	25
三 研究開発費に係る会計処理	25
四 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理	25
五 財務諸表の注記	26
六 適用範囲	26
研究開発費等に係る会計基準注釋	26
効果果会計に係る会計基準	28
第一 効果果会計の目的	28
第二 効果果会計に係る会計基準	28
第三 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法	29
第四 注記事項	29
効果果会計に係る会計基準注釋	30

事業分離等に関する会計基準

受取対価が分離元企業の株式のみである場合の分離元企業の会計処理

分離元企業が子会社となる場合

17. 事業分離前に分離元企業は分離元企業の株式を有していないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業(親会社)は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式(子会社株式)の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、分離元企業(親会社)の事業が移転されたとみなされる額と、移転した事業に係る分離元企業(親会社)の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。

なお、分離元企業は、分離元企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーチェス法を適用する。

18. 事業分離前に分離元企業は分離元企業の株式を有し、その他有価証券(売買目的有価

目次	
固定資産の減損に係る会計基準	42
一 対象資産	42
二 減損損失の認識と測定	42
三 減損処理後の会計処理	44
四 財務諸表における開示	44
固定資産の減損に係る会計基準注釋	45
企業会計基準委員会による会計基準	
第1号 「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」	47
第2号 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」	47
第4号 「役員賞与に関する会計基準」	47
第5号 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」	48
第6号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」	50
第7号 「事業分離に関する会計基準」	53
第8号 「ストックオプション等に関する会計基準」	59
第9号 「細部資産の評価に関する会計基準」	76
* 第10号 「金融商品に関する会計基準」	81
第11号 「関連当事者の開示に関する会計基準」	92
第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」	96
* 第13号 「リース取引に関する会計基準」	108
第15号 「工事契約に関する会計基準」	112
第16号 「持分法に関する会計基準」	117
第17号 「モメント情報等の開示に関する会計基準」	121
第18号 「資産減損に関する会計基準」	129
第20号 「貸借対照表の負債等の開示に関する会計基準」	133
第21号 「企業結合に関する会計基準」	135
第22号 「連結財務諸表に関する会計基準」	148
第23号 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正	160
第24号 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」	161
第25号 「包摂的表示に関する会計基準」	167
第26号 「退職給付に関する会計基準」	170
第27号 「他人、住民及び事業等に関する会計基準」	178
第28号 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正	182
* 第29号 「収益認識に関する会計基準」	184

事業分離等に関する会計基準

加額(追加取得持分)、移転した事業に係る分離元企業(親会社)の持分の減少額との間に生じる差額は、資本剰余金とする。

分離元企業が関連会社となる場合

20. 事業分離前に分離元企業は分離元企業の株式を有していないが、事業分離により分離元企業が新たに分離元企業の関連会社となる場合(共同支配企業の形成の場合は含まれない。次項及び第22項において同じ)、分離元企業は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離元企業の株式(関連会社株式)の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。

(2) 連結財務諸表上、持分法適用において、関連会社に係る分離元企業の持分の増加額と、移転した事業に係る分離元企業の持分の減少額との間に生じる差額は、次のように処理する。

① 分離元企業に対して投資したとみなされる額と、これに対応する分離元企業の事業分離前の資本(関連会社に係る分離元企業の持分の増加額)との間に生じる差額については、のれん(又は負ののれん)として処理する。

② 分離元企業の事業が移転されたとみなされる額と、移転した事業に係る分離元企業の持分の減少額との間に生じる差額については、持分変動差額として取り扱う。ただし、①と②のいずれかの金額に重要性が乏しいと考えられる場合には、重要性のある他の金額に含めて処理することができる(次項及び第22項において同じ)。

引用する

処理部分の記述は基準集を参照可能

[参考]どこまで法令基準集に載っているか？

I. 基準（基準改正）の必要性

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引をいう。我が国においては、リース料に有形固定資産の保有に伴う税金や整備費用が含まれるため管理事務が簡便になるというメリットを主な理由に、事務機器のリース取引が非常に多く行われている。

- ①、「リース基準」の必要性（リース基準）
「リース基準」が公表される以前、リース取引は、その法的形式に従い、賃貸借取引として処理されていた。しかし、リース取引の実態は売渡取引とみなされるものがある。このようなリース取引を賃貸借取引として会計処理することは、経済的実態と財務諸表の両方に反映するものとはいえず、利害関係者の意思決定を歪めさせておきた。そこで、平成五年6月に「リース基準」が公表され、法的には賃貸借取引であるリース取引のうち、経済的実態が売渡取引とみなされるリース取引（リース販売取引）については、通常、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理（売渡処理）が採用される。

2. 「リース基準」の必要性・改正の必要性（「リース基準」第30-31 号）☆☆
- 「旧・リース基準」では、ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（売買処理）を原則としていたが、一方で、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の条件を要件として、通常の買渡債取引に係る方法に準じた会計処理（買渡債処理）を適用するものとされていた。

	原則処理	例外処理
所有権移転 ファイナンス・リース取引	通常の売買取引に係る方法に 準じた会計処理（売買処理）	
所有権移転外 ファイナンス・リース取引		通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理（賃貸借処理）

このような状況の中、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、大半の企業が例外処理である貸借倒産処理を採用していたことから、次のような問題意識が持たれるようになった。

- ① 会計上の情報開示の観点からは、ファイナンス・リース取引については、借入において資金及び借債を認識する必要性がある。特に、いわゆるレンタルと異なり、使用の権利が法人法上の賃貸借又はリース契約を締結する者へ渡り、先金による3ヶ月以上期間を有する限り、貸付は借付を以てすべきである。
- ② 本表、代替的な処理が認められるのは、異なった経済的実態に見る会計処理を適用することで、事業の計画などに依る場合である。例外的な場合には、異質異様な貸付は、主として各点の要約には、余計な開示の追加に依る場合である。

Ⅲ. ファイナンス・リース取引に係る会計処理（借手側）

1. 分類 (「リース法第8条」「リース法第140条」☆☆)
- ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、いずれかに該当する場合は所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース契約上の譲渡条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの) に該当し、それ以外のファイナンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引 (所有権移転ファイナンス・リース取引以外のもの) に該当する。¹⁰⁰⁾

- ① サース契約上、サース期間終了後又はサース期間中の途中で、**第三者物件の所有権移転または特定すること**とされているサース取引
- ② サース契約上、債主に対して、サース期間終了後又はサース期間中の途中で、**目的財産及びその行使時のリース物件の所有権移転に着手し若しくは着手を怠り取捨選択し得る権利を譲渡する旨、又は失効又はその行使時、受取可能期限が満了に達するもの**をサース取引
- ③ サース物件が、借手の用途に合わせて**個別に設計・製作した建物**でありかつ建物は建設されたものであり、当該リース物件の譲渡後、**貸主は該物件の再処分を禁止する旨の特約を締結していること**であるため、その使用可能期限を通じて借り手によって使用されることと明らかでないサース取引

2. 会計処理（「リース基準」9-12、「リース適用」22、37、38）☆☆
ノンレザブルウェアとサブリースの2要件を満たすファイナンス・リース取引の経済的実質は
賃貸取引と考えられるが、通常の賃貸取引と異なり会計処理（貸借対当表）の表行方。すなわち、借手
は、リース取引開始日に、リース資産とリース負債を計上する。
- なお、ファイナンス・リース取引の経済的実質は、リース取引の借手によるリース物件の取得と
類似、または同様に資金によるリース物件の取得と、当該借入資金の償還とみることができる。

- (1) リース資産及びリース債務の計上額の算定方法
 一般に、リース料総額の中には、資産を現金払いで購入した場合の価額（見積現金購入価額）のほか、対価の支払いを延期することによる利益相当額が含まれていくと考えられる。
- $$\text{支払リース料総額} = \text{見積現金購入価額} + \text{利息相当額}$$

- 額を控除する方法と利益相当額を控除しない方法が考えられることになる。制度上の費用性資産の評価基準である取得原価主義によれば、資産は取得に要した支出額に基づき評価すべきであるため、利息相当額を控除しない方法によるべきとも考えられるが、「ラース基準」では、次の理由から、**利息相当額を控除する方法が原則とされている。**

- (※9) 土地については、経過適用年数には無関係であるため、上記①又は②のいずれかに該当する場合は除き、通常、フルペイアウトのリース取引と見なされ、そのため、土地については、上記①又は②のいずれかに該当する場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定される(「リースガイド」190。)
- (※10) ファイナンス・リース取引は、リース物件の取得と資金調達が一体として行われ、通常は利用期間と資金調達の期間が一致するため、通常の売買取引と類似性を有するが、まったく同会計処理にならなければならない。
- (※11) 参考 セール・アンド・リースバック取引の会計処理を参照。

第9章 リース取引

は参照できない

| 教える → 模試や
本試験前に
軽く目に入れておく

リース取引に関する会計基準

成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用（以下「四半期財務諸表に係る早期適用」という。）することができる。

平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度（平成21年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度を除く。）において、四半期財務諸表に係る早期適用

を行ないた場合、且種別換付ファインンス・コース取引に係る残高（通常の貸付取引を行ないた場合に準じた会計処理上の場合）が年度末と比較して著しく変動しているときは、当該四半期財務諸表において、「リース取引に係る会計基準」（企業会計審議会第一部会平成5年6月17日、以下「改正借入金等に関する会計基準」として）で要求されている注記（オレシテーション・コース取引に係る注記を除く。）を記載する。なお、「証券取引法等の一部の改正等に関する法律」第3条により施行が予定される金融商品取引法第24条の4の7の規定の適用を受けたる上場会社等により、国内所有で定める事業を行う会社は、第2四半期の四半期財務諸表では前述の対応を行うことが必要であると考えられる。

25. 第23項ただし書きに定める財務諸表に係る早期適用を行う場合、その中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表には適用しないことができる。なお、この場合であっても、年度の連結財務諸表及び財務諸表では、年度の期首から本会計基準を適用する。また、早期適用を行う連結会計年度及び事業年度に係る年

26. 本会計基準を適用するにあたっては、日本公認会計士協会会計制度委員会「リース取引の連結財務諸表及び財務諸表においては、中間・年度の会計処理の首尾一貫性の注記は要しないものとし、中間連結財務諸表及び中間財務諸表には、本会計基準が適用されておらず、改正前会計基準で必要とされていた注記がなされている旨を記載する。

引の会計処理及び開示に関する実務指針」、同会計制度委員会報告第5号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」及び同会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」などの改廃を検討することが適当である。

2011-2012 (100%)

(実際の会計基準後半「結論の背景」部分)

(重要な理屈はテキストに入れてある)

論文式試験 参考法令基準集

ファイナンス会計基礎

平成5年4月1日現在	平成6年4月1日現在
ファイナンス会計の適用範囲	ファイナンス会計の適用範囲
ファイナンス会計の適用範囲	ファイナンス会計の適用範囲

ファイナンス会計の適用範囲

ファイナンス会計の適用範囲については、通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

(手帳)

1. ファイナンス会計の適用範囲は、通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

2. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

3. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

4. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

5. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

6. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

7. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

8. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

9. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

10. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

11. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

12. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

13. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

14. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

15. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

16. 通常の貸借対当表の作成方法と会計処理の方法を要する。

リース取引に関する会計基準

成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る(四半期財務諸表が)の適用
以下「四半期財務諸表に係る早期適用」という。)することができる。

平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度(平成21年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度を除く。)において、四半期財務諸表に係る早期適用を行わずに、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る係数(通常の買受取引取引に係る方法)に基づいた会計処理による場合は、前年度末と比較して著しく変動しているときは、当該四半期財務諸表において、「リース取引に係る会計基準」(企業会計実務研究会第一部平成16年6月17日、以下「改正前リース取引」という。)で必要とされていた注記(以下「修正前リース取引に関する注記を除く。)を記載する。なお、証券取引法の一部を改正する法律(第3条により施行が予定された金融商品取引法第24条の7の規定の適用を受ける場合会社等)の、内閣府令で定める事業を行う会社は、第24条第9号の四半期財務諸表に係る前記の対応を必要とすることはない。

25. 第23第2項に規定する連結会計年度に係る早期適用を行う場合、その中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表は適用しないことができる。なお、この場合であっても、年度の連結財務諸表及び財務諸表は、年度の期首から本会計基準を適用する。また、早期適用を行う連結会計年度及び事業年度に係る年度の連結財務諸表及び財務諸表においては、中間・年度の会計処理の垂直一貫性の確保に資するものとし、中間連結財務諸表及び中間財務諸表には、本会計基準が適用されておらず、改正前会計基準で必要とされていた注記がなされている旨を記載する。

26. 本会計基準を適用するにあたっては、日本公認会計士協会会計実務委員会が「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」、同公認会計士協会報告第5号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」及び会計実務委員会報告第114号「金融商品会計に関する実務指針」などの改正を反映することが適当である。

27-47 (略)

[illegible]

V. 危険な学習法と留意点

学習法はあくまで手段であり、

「これでなければ」という唯一絶対の学習法は存在しない。

音読することで深く考えられる方、視覚(文字/図)・聴覚による情報が吸収しやすい方など、個人の特性・学習環境によっても様々異なってくる。

他方、受験上「危険な学習法」「誤った学習法」は、存在する。

以下の状態に陥らないように注意する。

【!】危険な学習法の例	留意点
問題集や答練だけを 回転/丸暗記し、 テキストに戻っていない。	問題集は、テキストの <u>体系的な理解・網羅的な知識を</u> <u>固める「きっかけ」として使う。</u>
テキスト理解/反復不足の 論点・科目について、 「肢」の暗記で対処しようとして、 教材の手を広げてしまう。	配付テキスト・教材について、 重要概念・論点を中心に、 理解した上で暗記・反復し切る。 zoom・校舎質問コーナー、 質問メール等で不明点を解消する。 ★短答/論文本試験当日、 脳内でテキストが開ける状態に。
テキストを「読む」のみで、 「想起」する練習や 反復をしていない。	「知っている」「読んで分かる」 だけでなく、本試験までに 理屈・知識を「使える」状態に。

VI. 各種質問・相談窓口

今後の学習の進め方のほか、いろいろな事情で思うように勉強が進められず学習方針などに悩んでいる場合には、講師、受付、就職サポートの相澤までぜひお気軽にご相談ください。

校舎・zoom 質問コーナー

科目ごとの内容質問・学習の進め方等について、講師に直接相談できる。

事前予約は不要。混んでいる時は 15-20 分ほど目安。

zoom … webschool 下部「オンライン質問・相談コーナー」リンクから待機室へ

質問コーナー日程表(受講生 HP「@ C.P.A」)

https://www.tac-school.co.jp/kouza_kaikei/kaikei_qd_situmon.html



Q.zoomの質問コーナーを使ったことがないのですが、
自分の順番の時間は分かるのでしょうか。
ログインしたままずっと待つ感じでしょうか。

A.開始時刻の目安をチャット欄でご案内します。

開始時刻の目安は、講師が質問対応の合間に、手動でチャット入力しています。

開始時刻の目安が出るまで、恐れ入りますが、

20 分～長くて 30 分ほどお待たせする場合がございますので、ご承知おきください。

個別成績・学習方法相談(久野・塚本・蓮尾・平林)

直前週の土曜日 13 時～ <https://tacschool.resv.jp/>でネット予約



※個別成績・学習方法相談の予約が取れない場合には、

予約不要の校舎/zoom 質問コーナー(財務理論・平林/蓮尾)でも

短時間ではありますが学習相談を承っています。そちらもご利用ください。

個別成績・学習相談日程表(受講生 HP「@ C.P.A

https://www.tac-school.co.jp/kouza_kaikei/seiseki-sodan.html



TAC 会計士講座 就職サポート(相澤)

フリーダイヤル 0120527699 (平日 14 ~ 17 時)

メール counselor@tac-school.co.jp

論文式試験後の監査法人への就活・転職だけでなく、
学習中に出てきた就職に関連するお悩みについて、
何でもお気軽にご相談ください。

現在の学習状況/環境・バックグラウンドを踏まえて、
具体的にアドバイスいたします。

電話・メールのほか、zoom を使ったオンラインでの相談も可能です。

- 卒業後、受験専念生となるか、働きながら受験対策を継続するか。
- 卒業から数年後に社会人受験生となる場合、就職先を選ぶ際の留意点は何
- 就職活動と受験対策を併行する場合のポイント。
- 受験対策を辞めて就職する場合、エントリーシートの書き方のポイント。
- 会計事務所等/監査法人や一般事業会社への就職・転職など、
どのような選択肢があるか。募集が活発になる時期の目安。
- 退職して受験専念生となるか。退職する時期・決め手は何か。転職するか。